

# 松 露 庵

## *Shoroan* (Musashino Teahouse)

利用のご案内



2025年7月 改訂版

松露庵は、市立古瀬公園内の一角を占める旧古瀬邸を改修した、本格的な茶室です。にじり口を持つ三畳台目の小間のほか、水屋を兼ねた六畳間及び八畳間の和室で構成されています。この二つの和室は、一つの部屋としても利用できます。茶道のほか華道、句会、歌会など様々な活動の場としても利用できます。

庭は待合を配した日本庭園です。

松露とは、「松の葉におく露」の意。松葉のような細い葉でも命が宿って露が生じ、その露はうたかたに消えてしまう。これは茶の道の「一期一会」にも通じます。この茶室の玄関口には松が植えてあります。

## 1. 利用時間・休館日

◎開館時間 9:00～17:00

◎休館日 水曜日 年末年始(12月29日～1月3日)

水曜日が祝日の場合は開館し、翌日を休館日とします。さらに祝日が続くときは、順次繰り延べます。また、施設の保守点検等のため、臨時に休館することがあります。

## 2. 施設使用料と附属設備使用料

### 施設

区分	午前	午後	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
施設	2,000円	3,000円	4,000円

### 附属設備

区分	午前	午後	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
茶道具一式	1,000円	1,000円	2,000円

## 3. 施設使用の申込と支払方法

### (1) 申し込み受付期間

◆茶道で使用する場合

使用月	インターネット抽選申込期間	申込受付期間	
	使用する月の7か月前の15日から6か月前の1日まで	使用する月の6か月前の15日から使用日の前日まで	
7月	前年12月15日から本年1月1日まで	本年1月15日(受付開始日)から	◆インターネット申込 使用日の3日前まで
8月	本年1月15日から2月1日まで	本年2月15日(受付開始日)から	
9月	本年2月15日から3月1日まで	本年3月15日(受付開始日)から	
10月	本年3月15日から4月1日まで	本年4月15日(受付開始日)から	
11月	本年4月15日から5月1日まで	本年5月15日(受付開始日)から	
12月	本年5月15日から6月1日まで	本年6月15日(受付開始日)から	
翌年1月	本年6月15日から7月1日まで	本年7月15日(受付開始日)から	◆窓口申込 使用日の前日まで
翌年2月	本年7月15日から8月1日まで	本年8月15日(受付開始日)から	
翌年3月	本年8月15日から9月1日まで	本年9月15日(受付開始日)から	
翌年4月	本年9月15日から10月1日まで	本年10月15日(受付開始日)から	
翌年5月	本年10月15日から11月1日まで	本年11月15日(受付開始日)から	
翌年6月	本年11月15日から12月1日まで	本年12月15日(受付開始日)から	

・茶道以外で使用する場合は、使用する月の3か月前の10日から申込受付開始となります。抽選申込はありません。

・松露庵窓口では受付開始日が休館日に当たるときはその翌日から受付します。

・松露庵窓口で受付を開始した日の翌日以降に武蔵野市民文化会館・武蔵野公会堂・吉祥寺シアターの窓口でも受付します。

・窓口申込最終日が休館日にあたる時は窓口でのお申し込みはその前日までで受付を終わります。

・抽選申込方法詳細は4ページをご参照ください。

## (2) 申込方法と支払い(インターネット申込または窓口申込)

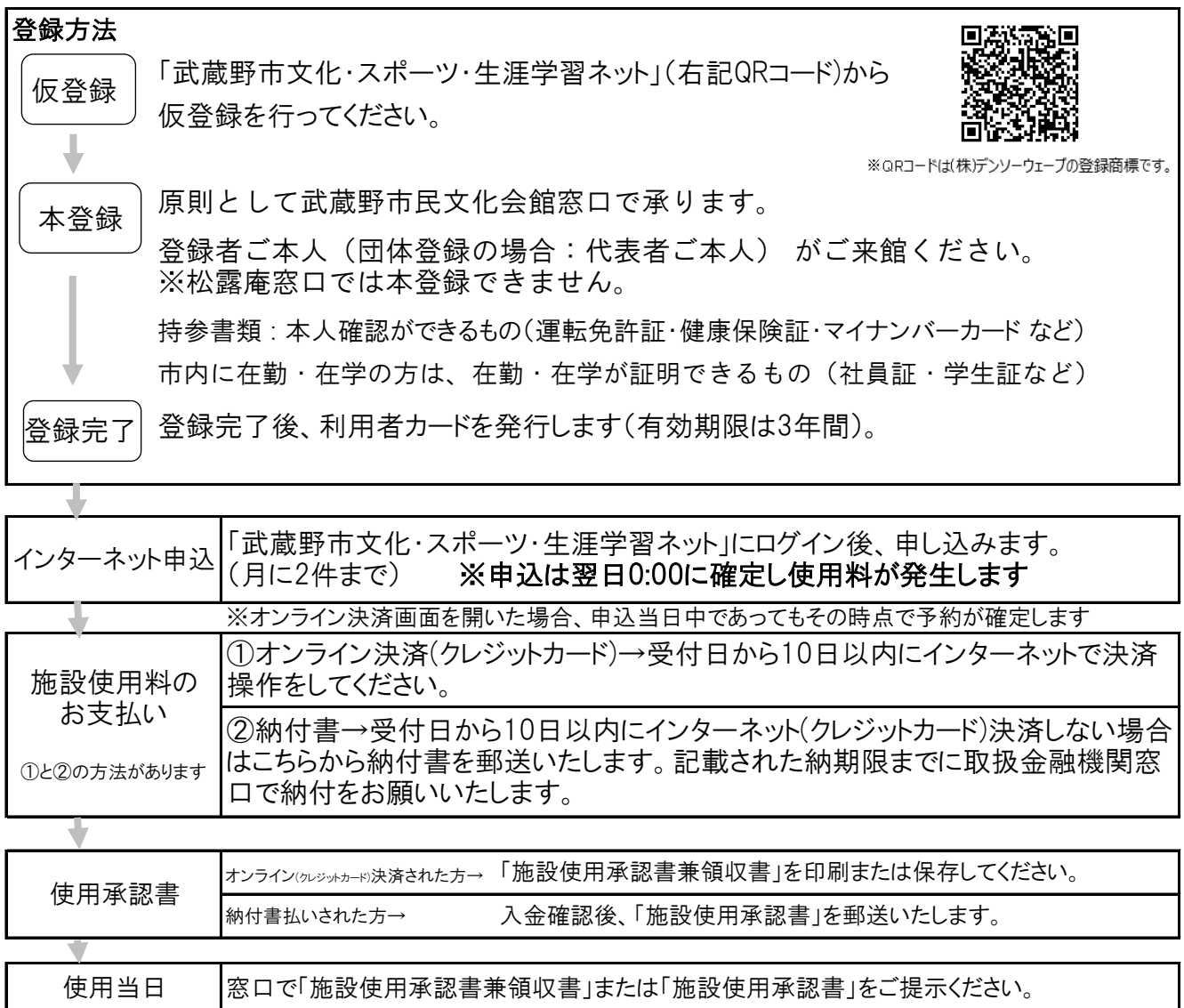
### ◆ インターネットから申し込み

事前に「武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット」への利用者登録が必要です。

登録の種類

市内	団体	団体代表者として登録する本人が 武蔵野市内に在住・在勤・在学
	個人	登録者本人が 武蔵野市内に在住・在勤・在学
市外	団体	武蔵野市以外の住所での登録
	個人	

在勤・在学の条件で市内登録をご希望の場合、在勤・在学先の住所をご登録いただく必要があります。ご登録いただいた団体名・氏名・住所等は、施設使用料領収書などの書類に記載されます。



### ◆ 施設窓口(松露庵・武蔵野市民文化会館・武蔵野公会堂・吉祥寺シアター)で申し込み

受付書記入後、施設使用申請書に署名していただきます。納付書をお渡ししますので、記載された納期限までに取扱金融機関窓口で納付をお願いいたします。  
入金確認後、連絡担当者様宛に「施設使用承認書」を郵送します。  
ご利用当日、窓口にてご提示ください。

※ 受付開始日は松露庵窓口でのみ受け付けます。

※ 窓口キャッシュレス(クレジットカード・電子マネー・QRコード等)でのお支払いは武蔵野市民文化会館でのみ受け付けます。

### (3)インターネット抽選申込方法

利用者登録	事前に利用者登録(無料)が必要です(3ページ参照)。
インターネット申込	抽選申込期間締切日(2ページ参照)までに「武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット」にログイン後、申し込みます。(最大2件まで)
抽選結果通知	抽選申込締切月の7日以降、登録メール宛に抽選結果を通知します。メールアドレスを登録していない団体(または、個人)は、ログイン画面でご確認ください。
予約確定	当選の場合、抽選申込締切月の7日～14日までに予約確定ボタンを押して確定してください。※期間内に確定されなかった申込は当選無効となります。
施設使用料のお支払い ①と②の方法があります	①オンライン決済(クレジットカード)→予約確定日から10日以内にインターネットで決済操作をしてください。 ②納付書→予約確定日から10日以内にインターネット(クレジットカード)決済しない場合はこちらから納付書を郵送いたします。記載された納期限までに取扱金融機関窓口で納付をお願いいたします。
使用承認書	オンライン(クレジットカード)決済された方→「施設使用承認書兼領収書」を印刷または保存してください。 納付書払いされた方→入金確認後、「施設使用承認書」を郵送いたします。
使用当日	窓口で「施設使用承認書兼領収書」または「施設使用承認書」をご提示ください。

## 4. 附属設備使用料について

附属設備利用希望の場合は、申請後に納付書を発行しますので、記載された納期限までに取扱金融機関窓口で納付をお願いいたします。入金確認後、連絡担当者様宛に「附属設備使用承認書」を郵送します。ご利用当日、窓口にてご提示ください。

## 5. 使用時間について

準備および後片づけも使用時間に含まれます。

茶道で使用した釜や電熱炉の冷める時間も考慮してください。

## 6. 使用の変更・取消

変更・取消の申請手続きは松露庵窓口でのみ承ります。使用料全額を納入し、使用日の30日前までにご来館の上、申請してください。使用料納入前に変更・取消手続きをすることはできません。

[変更]…使用者側の都合で使用日または使用区分の変更を申請して認められたときは1回に限り変更ができます。

変更により使用料に不足が生じたときは、不足分の使用料を追加納入していただきます。

過納金が生じたときは、過納分の半額をお返しいたします。

[取消]…使用者側の都合で施設の使用取り消しを申請して認められたときは使用料の半額をお返しいたします。

※取消期日を過ぎた場合は使用を中止されたとしても使用料は返還できません。

※キャッシュレス決済(クレジットカード・電子マネー・QRコード等)で支払った場合の変更・取消手続は武蔵野市民文化会館で承ります。

## 7. 使用にあたって

- ◆ 駐車場はございません。ただし、利用当日に道具等の搬入があるときに限り利用可能です(乗用車2台分)。その場合は、事前に係員にお申し出ください。
- ◆ 湯飲み茶碗、急須、ポット等は用意してありますが、お茶の葉、布巾等は、使用者側でご用意ください。
- ◆ 電気器具の持ち込みがある場合は、事前に申し出が必要となります。
- ◆ 使用者は、次のことを守っていただくとともに、入場者にも同様に徹底してください。
  - ①搬出入車両と認めた車以外は、駐車しないでください。
  - ②壁、柱、窓ガラスなどにポスター等を貼ったり、釘、画鋸などを打たないでください。
  - ③危険物や不潔な物品または動物を持ち込まないでください(補助犬を除く)。
  - ④盗難については、松露庵は責任を負いかねますので、ご了承ください。
  - ⑤入室者の安全確保の対策を行ってください。
  - ⑥敷地内・館内とも禁煙です(喫煙所はありません)。
  - ⑦騒音や大声を発したり、暴力行為を行うなど、他人に迷惑をかけないでください。  
音出し・演奏・発声・合唱・朗読・読経・ダンス・体操などは禁止です。

## 8. 使用後

- ◆ 終了しましたら、湯呑茶碗、急須およびポットは洗って、また座布団および座卓等、必ず元の状態に戻してください。なお、破損または滅失した場合は、相当額の弁償をしていただきます。
- ◆ 附属設備・備品等を追加して使用された場合、当日現金精算となります。
- ◆ ごみは使用者の責任で全てお持ち帰りください。
- ◆ 最後に松露庵係員と終了確認をしてください。

## 9. 譲渡、転貸の禁止

規程の申込手続きに基づく施設の使用権は、第三者に譲渡したり、転貸することはできません。

## 10. 使用の制限等

次のいずれかに該当するときは、施設使用の承認をしない、または承認を制限、使用の停止、取り消しをする場合があります。

### (1)使用を承認しない場合

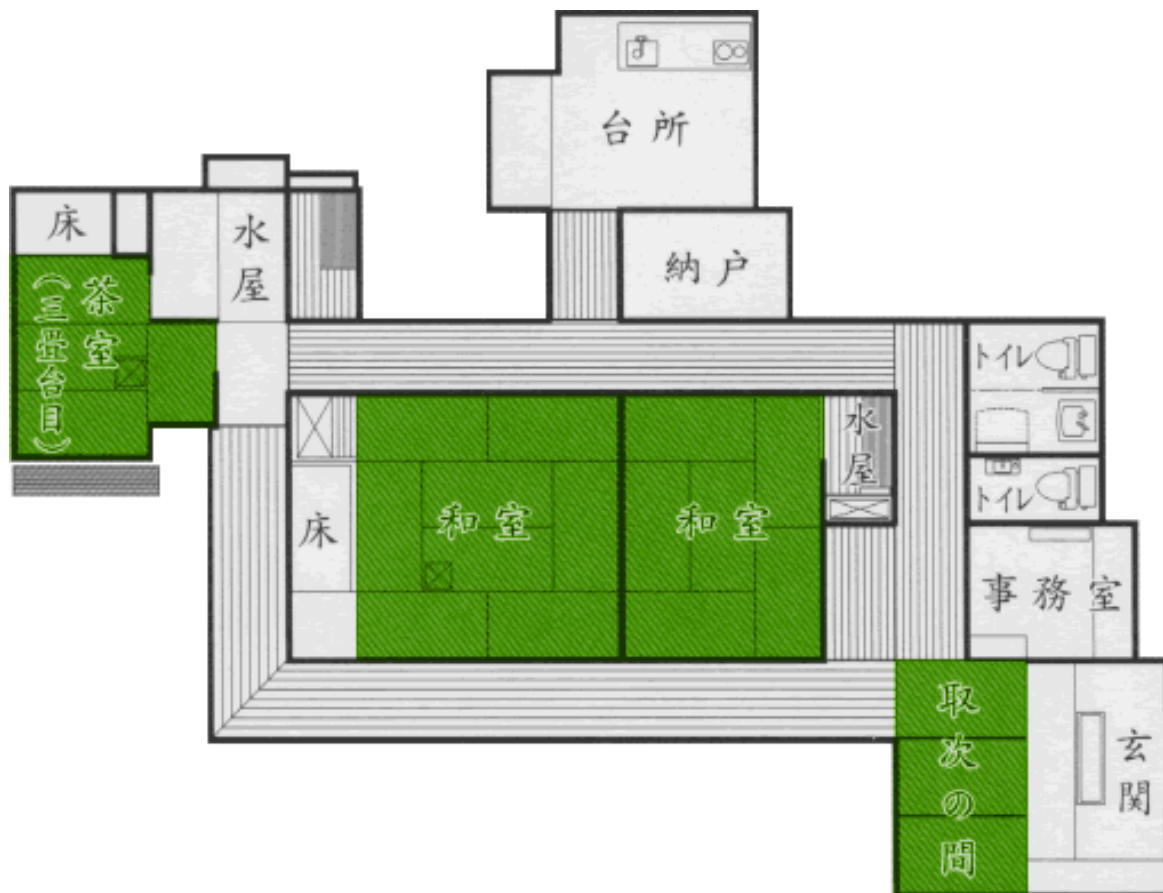
- ①公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき
- ②施設または附属設備を損傷する恐れがあると認めるとき
- ③管理上支障があると認めるとき

- ④営利目的での物品の販売および講座等を行うとき
- ⑤冠婚葬祭
- ⑥飲食を目的として利用する場合
- ⑦近隣居住者などの迷惑となる音出し等があるとき
- ⑧その他、武蔵野文化生涯学習事業団理事長が使用を不相当と認めるとき

(2)使用承認を制限、停止、取り消しをする場合

- ①武蔵野市の条例・規則に違反したとき
- ②使用の目的・条件に違反したとき
- ③武蔵野文化生涯学習事業団理事長の指示に従わないとき
- ④災害などの事故により施設の使用ができなくなったとき
- ⑤工事その他の都合により、武蔵野文化生涯学習事業団理事長が特に必要と認めたとき

見取り図





武蔵野市立 松露庵

〒180-0021 東京都武蔵野市桜堤1丁目4番22号（市立古瀬公園内）

TEL・FAX：0422-36-8350

<https://www.musashino.or.jp/shoroan/>

指定管理者：公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団